



発行 新潟県

第 88 号

平成26年11月11日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

63 新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）

告 示

- 1507 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1508 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 1509 公共測量の実施通知（監理課）
- 1510 公共測量の実施通知（監理課）
- 1511 公共測量の実施通知（監理課）
- 1512 道路の区域変更（道路管理課）
- 1513 道路の供用開始（道路管理課）
- 1514 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1515 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1516 新潟県屋外広告物条例による指定区域等並びに屋外広告物条例施行規則による指定道路、鉄道等の指定の一部改正（都市政策課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（廃棄物対策課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

規 則

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第63号

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第6の2（第9条関係） 条例第14条第1項の許可の基準（禁止地域等における広告物等の表示又は設置の許可基準）				別表第6の2（第9条関係） 条例第14条第1項の許可の基準（禁止地域等における広告物等の表示又は設置の許可基準）			
区分		基準		区分		基準	
条例第12条第1号に掲げる広告物等		条例別表種類の欄に掲げる広告物等で、別表第7の基準及び次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) (略) (2) 条例第7条第3号の区域で高速自動車国道又は上越新幹線若しくは北陸新幹線沿線に表示し、又は設置する広告物等にあつては、当該広告物等の表示が当該高速自動車国道又は上越新幹線若しくは北陸新幹線の通行者又は利用者に向けられたものではないこと。		条例第12条第1号に掲げる広告物等		条例別表種類の欄に掲げる広告物等で、別表第7の基準及び次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) (略) (2) 条例第7条第3号の区域で高速自動車国道又は上越新幹線沿線に表示し、又は設置する広告物等にあつては、当該広告物等の表示が当該高速自動車国道又は上越新幹線の通行者又は利用者に向けられたものではないこと。	
(略)				(略)			
別表第7（第9条関係） 条例第14条第1項の許可の基準（許可地域等における広告物等の表示又は設置の許可基準）				別表第7（第9条関係） 条例第14条第1項の許可の基準（許可地域等における広告物等の表示又は設置の許可基準）			
種類	区分	基準		種類	区分	基準	
(略)							
野立広告塔	(3) 前2号に掲げるもの以外のもの	表示面積	30平方メートル (条例第8条第9号の区域で高速自動車国道又は上越新幹線若しくは北陸新幹線沿線におけるものにあつては、50平方メートル) 以内であること。	野立広告塔	(3) 前2号に掲げるもの以外のもの	表示面積	30平方メートル (条例第8条第9号の区域で高速自動車国道又は上越新幹線沿線におけるものにあつては、50平方メートル) 以内であること。
		(略)				(略)	
	広告物等相互間の距離	条例第8条第9号の区域（用途地域及び家屋連たん区域を除く。）に広告		広告物等相互間の距離	条例第8条第9号の区域（用途地域及び家屋連たん区域を除く。）に広告		

		物等を表示し、又は設置する場合には、次に掲げる要件を満たすこと。 ア 高速自動車国道又は上越新幹線若しくは北陸新幹線沿線におけるものにあつては、300メートル以上であること。 イ (略)			物等を表示し、又は設置する場合には、次に掲げる要件を満たすこと。 ア 高速自動車国道又は上越新幹線沿線におけるものにあつては、300メートル以上であること。 イ (略)
	(略)			(略)	
(略)				(略)	
(略)				(略)	

附 則

この規則は、平成27年3月14日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第1507号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成26年11月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	更新年月日
ウエルシア薬局佐渡佐和田店	佐渡市泉1310	育成医療・更生医療	平成26年11月1日
クスリのアオキ西本成寺薬局	三条市西本成寺一丁目34番19号	育成医療・更生医療	平成26年11月1日
クスリのアオキ弥彦薬局	弥彦村美山360番1号	育成医療・更生医療	平成26年11月1日
株式会社さとうドラッグ ストアー保険調剤部	長岡市千手3丁目10番15号	育成医療・更生医療	平成26年11月1日
あさひ薬局 小国店	長岡市小国町法坂910	育成医療・更生医療	平成26年11月1日

◎新潟県告示第1508号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成26年11月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
みどり薬局	魚沼市四日町 153番地1	育成医療・更生医療	平成26年11月1日
やぎ調剤薬局	五泉市村松乙 625-1	育成医療・更生医療	平成26年11月1日
みつけ調剤薬局	見附市学校町 2-225-1	育成医療・更生医療	平成26年11月1日
川西調剤薬局	十日町市高原田 201-8	育成医療・更生医療	平成26年11月1日
中央調剤薬局 石橋店	上越市石橋 2丁目5番2号	育成医療・更生医療	平成26年11月1日
やぎはな薬局	三条市南五百川 53-1	育成医療・更生医療	平成26年11月1日
タナカ薬局	魚沼市堀之内 4087番地1	育成医療・更生医療	平成26年11月1日
中央薬局 小出店	魚沼市小出島 1252-1	育成医療・更生医療	平成26年11月1日

◎新潟県告示第1509号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年11月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年10月28日から平成26年12月30日まで
- 3 作業地域 岩船郡関川村大字中東地域

◎新潟県告示第1510号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年11月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年10月28日から平成26年12月12日まで
- 3 作業地域 新発田市菅谷

◎新潟県告示第1511号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、村上市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年11月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（平成26年度 村上市道路台帳（朝日地区）補正業務委託 都市計画図作成）
- 2 作業期間 平成26年8月23日から平成27年3月20日まで

3 作業地域 村上市朝日地区

◎新潟県告示第1512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 両津真野赤泊線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市吉岡字小川内 1717 番 1 から 同市豊田字宮の腰1956番 1 まで	新	(A) 6.8～22.8メートル	157.8メートル
		(B) 9.2～25.2メートル	159.0メートル
	旧	6.8～22.8メートル	157.8メートル

備考 上記 (A) 及び (B) は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 両津真野赤泊線
- 2 供用開始の区間
佐渡市吉岡字小川内1717番 1 から同市豊田字宮の腰1956番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年11月11日

◎新潟県告示第1514号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年11月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
藤内川地区	新潟市西蒲区金池 西蒲原郡弥彦村大字上泉、 弥彦	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

- 2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上泉地区	西蒲原郡弥彦村大字上泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦(8)地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦、 上泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤内川地区	西蒲原郡弥彦村大字上泉、 弥彦 新潟市西蒲区金池	次の図のとおり	土石流
山吹川地区	西蒲原郡弥彦村大字上泉、 弥彦	次の図のとおり	土石流
北藤内川地区	西蒲原郡弥彦村大字上泉	次の図のとおり	土石流
泉下山沢地区	西蒲原郡弥彦村大字上泉	次の図のとおり	土石流
上泉下山沢地区	西蒲原郡弥彦村大字上泉	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
飯綱町(3)地区	南魚沼市余川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
百膳松地区	南魚沼市余川	次の図のとおり	土石流
四十日(1)地区	南魚沼市四十日	次の図のとおり	土石流
四十日(2)地区	南魚沼市四十日	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩ノ又(1)地区	十日町市塩ノ又	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩ノ又(2)地区	十日町市塩ノ又	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩ノ又地区	十日町市塩ノ又	次の図のとおり	地すべり
船坂1地区	十日町市船坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
船坂2地区	十日町市船坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊達原地区	十日町市船坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

船坂沢地区	十日町市船坂	次の図のとおり	土石流
小貫川地区	十日町市二ツ屋、船坂	次の図のとおり	土石流
崩沢地区	十日町市二ツ屋、船坂	次の図のとおり	地すべり
船坂地区	十日町市船坂	次の図のとおり	地すべり
新屋敷(1)地区	十日町市新屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新屋敷地区	十日町市新屋敷、本屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本屋敷地区	十日町市新屋敷、本屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下沢川地区	十日町市新屋敷、本屋敷	次の図のとおり	土石流
本屋敷(1)地区	十日町市本屋敷	次の図のとおり	土石流
本屋敷(2)地区	十日町市本屋敷	次の図のとおり	土石流
本屋敷(3)地区	十日町市本屋敷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1515号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年11月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上泉地区	西蒲原郡弥彦村大字上泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦(8)地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦、上泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤内川地区	西蒲原郡弥彦村大字上泉、弥彦 新潟市西蒲区金池	次の図のとおり	土石流
山吹川地区	西蒲原郡弥彦村大字上泉、弥彦	次の図のとおり	土石流
北藤内川地区	西蒲原郡弥彦村大字上泉	次の図のとおり	土石流
泉下山沢地区	西蒲原郡弥彦村大字上泉	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

に供する。)

2 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
飯綱町(3)地区	南魚沼市余川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
四十日(1)地区	南魚沼市四十日	次の図のとおり	土石流
四十日(2)地区	南魚沼市四十日	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩ノ又(2)地区	十日町市塩ノ又	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
船坂1地区	十日町市船坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
船坂2地区	十日町市船坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小貫川地区	十日町市二ツ屋、船坂	次の図のとおり	土石流
新屋敷(1)地区	十日町市新屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新屋敷地区	十日町市新屋敷、本屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本屋敷地区	十日町市新屋敷、本屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下沢川地区	十日町市新屋敷、本屋敷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1516号

新潟県屋外広告物条例による指定区域等並びに新潟県屋外広告物条例施行規則による指定道路、鉄道等の指定(平成19年3月新潟県告示第701号)の一部を次のように改正し、平成27年3月14日から実施する。

平成26年11月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
1 条例第7条第3号の規定により知事が指定する区域は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる道路及び鉄道の敷地並びにそれら	1 条例第7条第3号の規定により知事が指定する区域は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる道路及び鉄道の敷地並びにそれら

<p>の敷地境界線から両側300メートル以内の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。）を除く。）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>上越新幹線及び北陸新幹線</u>の県内全区間（旅客営業区間に限る。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 条例第8条第9号の規定により知事が指定する区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路及び鉄道の敷地境界線から両側500メートル以内の区域</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>上越新幹線及び北陸新幹線</u>の県内全区間（旅客営業区間に限る。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 条例第12条第4号の規定により知事が指定する道路、鉄道、軌道及び索道は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>上越新幹線及び北陸新幹線</u>の県内全区間（旅客営業区間に限る。）</p> <p>(3) (略)</p>	<p>の敷地境界線から両側300メートル以内の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。）を除く。）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>上越新幹線</u>の県内全区間（旅客営業区間に限る。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 条例第8条第9号の規定により知事が指定する区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路及び鉄道の敷地境界線から両側500メートル以内の区域</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>上越新幹線</u>の県内全区間（旅客営業区間に限る。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 条例第12条第4号の規定により知事が指定する道路、鉄道、軌道及び索道は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>上越新幹線</u>の県内全区間（旅客営業区間に限る。）</p> <p>(3) (略)</p>
---	--

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年11月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
産業廃棄物処理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
平成26年10月21日
- 6 契約者の氏名及び住所
ミヤマ株式会社
長野県長野市丹波島一丁目1番12号
- 7 契約価格
81,680,400円
- 8 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、新潟県医療労働組合連合会執行委員長塩谷義夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年11月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 要求事項

人員要求、一時金要求、医療提供体制に関する要求、その他の要求

2 期 間

平成26年11月13日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

新潟市秋葉区東金沢1459-1
新潟勤労者医療協会 下越病院
新潟市秋葉区東金沢1459-1
新潟メディカルプラン みのり薬局
新潟市中央区入船町3-3629-1
新潟勤労者医療協会 舟江診療所
新潟市中央区入船町3-3629-1
介護老人保健施設 入舟
新潟市中央区沼垂東6-4-12
新潟勤労者医療協会 沼垂診療所
新潟市東区空港西1-15-17
新潟勤労者医療協会 ときわ診療所
新潟市西区寺尾東3-8-35
新潟勤労者医療協会 坂井輪診療所
新潟市秋葉区田家2-1-30
新潟勤労者医療協会 かえつクリニック
新潟市秋葉区荻野町3-8
介護老人保健施設 おぎの里
長岡市前田1-6-7
ながおか医療生協 ながおか生協診療所
長岡市西新町2-3-22
ながおか医療生協 生協かんだ診療所
新潟市南区上下諏訪木770-1
白根保健生協 白根健生病院
新潟市南区助次右エ門組5
介護老人保健施設 みずき苑
新潟市東区竹尾4-13-3
新潟医療生協 木戸病院
新潟市東区上木戸5-2-1
新潟医療生協 木戸クリニック
新潟市東区上木戸5-2-1
新潟医療生協 なじよも
新潟市東区上木戸2-1-35
介護老人保健施設 ほほえみの里きど
新潟市東区東中野山6-17-5
新潟医療生協 石山診療所
小千谷市本町1-13-33
財団法人 小千谷総合病院
小千谷市元町10-1
介護老人保健施設 水仙の家

4 概 要

救急外来患者及び入院・入所中の重症患者のための保安要員を除く全部、又は一部組合員によるストライキ、その他の争議行為